

福島市告示第308号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により指定居宅サービス事業の廃止に係る届出があったので、同法第78条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年10月31日

福島市長 木 幡 浩

1 廃止事業所

(1)デイサービスセンター ハートフェローユーズ

- ①申 請 者 福島市泉字台1番地の1
社会福祉法人ゆず福祉会
理事長 大内 澤夫
- ②事業所所在地 福島市泉字台1番地の1
- ③サービスの種類 通所介護

(2)ヘルパーステーションこもれび

- ①申 請 者 福島県いわき市中央台高久二丁目26-4
特定非営利活動法人いわき自立生活センター
理事長 長谷川 秀雄
- ②事業所所在地 福島市小倉寺字二反田3番地の1
ILホーム ソレイユ小倉寺202号室
- ③サービスの種類 訪問介護

2 廃止年月日 令和7年10月31日